

府中市建設工事総合評価落札方式一般競争入札実施要領

平成25年	9月	1日	制 定
平成26年	6月	6日	一部改正
平成26年	7月	15日	一部改正
平成27年	9月	1日	一部改正
平成28年	4月	1日	一部改正
平成30年	2月	1日	一部改正
令和 2年	4月	1日	一部改正
令和 5年	4月	1日	一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定により、本市が一般競争入札により発注する建設工事において、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者として決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）を実施するにあたり、法令、その他要綱等に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式の対象となる建設工事は、府中市条件付一般競争入札事務処理要綱（事前審査型）（以下「事前審査型事務処理要綱」という。）第2条又は府中市条件付一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）（以下「事後審査型事務処理要綱」という。）第2条に規定する建設工事のうち、次のいずれかに該当するものとし、府中市建設工事入札参加資格等審査会設置要綱第2条に規定する審議を経るものとする。

- (1) 技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事において、同種工事の経験及び工事成績等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事（以下「特別簡易型」という。）
- (2) 特に品質の確保、耐久性を重視する工種や施工難易度の高い工種を含むものの、技術的な工夫の余地が小さい工事において、簡易な施工計画、同種工事の経験及び工事成績等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事（以下「簡易型」という。）
- (3) 特に品質の確保、耐久性を重視する工種や施工難易度の高い工種を含み、技術的な工夫の余地が大きい工事において、工事目的物の品質確保の方法等と入

札価格を一体として評価することが妥当とされる工事(以下「標準型」という。)

(総合評価審査委員会の設置)

第3条 市長は、総合評価落札方式の実施に関し、適正な審査を行うことを目的として府中市総合評価審査委員会(以下「総合評価審査委員会」という。)を設置するものとする。

2 総合評価審査委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 落札者決定基準の策定に関すること。
- (2) 落札候補者の決定に関すること。
- (3) その他、総合評価落札方式による発注及び評価等に関し必要な事項

3 総合評価審査委員会は、委員長、委員及び特別委員をもって組織し、市長が委嘱又は任命する。

(1) 委員長は、副市長をもって充て、会議を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、建設部長がその職務を代理又は代行する。

(2) 委員は、建設部長、都市デザイン課長、土木課長、下水道課長、農林課長及び環境整備課長の職にある者をもって充てる。

(3) 特別委員は、第4条に規定する学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)をもって充てる。

4 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、緊急を要する場合その他の事情があるときは、持ち回りによって行うことができる。

5 会議は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決定によるものとする。

6 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

7 総合評価審査委員会の庶務は、監理課において行う。

(学識経験者の意見の聴取)

第4条 市長は、令167条の10の2第4項及び第5項の規定により、あらかじめ次の事項について、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

- (1) 落札者決定基準を定めようとするとき。
- (2) 前号の規定による意見聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするとき。

2 前項の意見聴取の方法は次のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 前条に規定する総合評価審査委員会の会議に出席を求め、その会議において意見を聴取する方法

(2) 個別に意見を聴取する方法（書面又は電子媒体での意見聴取を含む。）

(入札の公告)

第5条 市長は、総合評価落札方式により契約を締結しようとするときは、令に定めるもののほか、次の事項について公告するものとする。

- (1) 総合評価落札方式を適用する入札である旨
- (2) 落札者決定基準及び評価の方法
- (3) その他総合評価落札方式を適用するために必要な事項

(入札時に必要な資料)

第6条 入札者は、価格以外の評価に必要な資料（以下「技術評価資料等」という。）を、指定された日までに指定された方法で提出しなければならない。なお、提出された技術評価資料等は返却しないものとする。

2 必要な技術評価資料等を提出しない入札者による入札、当該技術評価資料等に必要事項が記載されていない入札者による入札、又は求めた内容とは異なる不適切な記載がなされている入札者による入札は無効とし、審査及び評価の対象としない。

3 資料の作成及び提出に要する費用は、入札者の負担とする。

(開札)

第7条 入札執行者は、開札後に当該入札が保留である旨を宣言し、事前審査型事務処理要綱に基づく入札である場合は総合評価審査委員会の審査後に、事後審査型事務処理要綱に基づく入札である場合は総合評価審査委員会の審議において落札候補者となった者の入札参加資格審査後に、落札者の決定を行うことを告げて入札を終了する。

(落札者決定基準)

第8条 価格及び価格以外のその他の条件を総合的に評価するため、工事毎に落札者決定基準を定めるものとする。

2 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法及びその他必要な基準を定めるものとする。

(評価基準)

第9条 評価基準は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる留意点を考慮して定めるものとする。

(1) 評価項目

対象工事の目的及び内容により必要となる技術的要件等に応じて設定する。

(2) 得点配分

各評価項目の必要性及び重要性の度合いに応じて定めるものとする。

(3) 加算点

各評価項目の得点の合計点を加算点とし、加算点は10点から50点までの範囲内で定めるものとする。

(4) 標準点

標準点として100点を付与するものとする。

(5) 技術評価点

加算点に標準点を加えた点数を技術評価点とする。

(評価方法)

第10条 総合評価落札方式による評価は、前条第5号に規定する技術評価点を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）により行うものとする。

$$\text{評価値} = (\text{技術評価点} / \text{入札価格}) \times 1,000,000$$

(技術評価資料等の審査)

第11条 市長は、入札者の技術評価資料等の審査及び採否について、第3条に規定する総合評価審査委員会の審議に付すものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、入札者に対し、技術評価資料等の内容について説明を求めることができる。

3 総合評価審査委員会においては、次の方法により、評価値が最も高い者を決定するものとする。

(1) 入札者から提出された自己採点表を基に加算点を算出する。

(2) 評価値が最も高い者について、自己採点表の審査を行う。

(3) 自己採点に誤りがあった場合、過小評価の項目については修正を行わず、過大評価の項目については審査後の得点とする。

(4) 前3号の審査の結果、評価値が最も高い者に変動が生じた場合は、変動後の評価値が最も高い者について再度前3号の審査を行い、評価値が最も高い者が決定するまで自己採点表の審査を繰り返すものとする。

(落札者決定の方法)

第12条 総合評価落札方式における落札者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす入札者のうち、前条の評価値が最も高い者とする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(2) 当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある等、契約の相手方として不適当とされないこと。

(3) 入札公告及び入札説明書に記載された要件を満たしていること。

2 総合評価落札方式の対象となった建設工事は、低入札価格調査制度を適用することとし、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者がある場合は、審査に加えて、府中市低入札価格調査制度運営要綱に基づく調査を行った上で、落札者を

決定するものとする。

- 3 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(結果の公表)

第13条 市長は、評価値及び入札価格等総合評価の結果について、落札者決定後すみやかに閲覧等の方法により公表するものとする。

- 2 評価値の表示は、小数点以下第4位までとする。ただし、入札者の評価値が同じ数値である場合は、小数点以下第5位以降も表示する。

(評価内容の担保等)

第14条 受注者が提出した技術評価資料等の内容は、発注者からの指示がない限り、原則として全て履行しなければならない。

- 2 工事の監督・検査に当たっては、受注者が提出した技術評価資料等の内容の履行状況について確認するものとする。
- 3 受注者の責めにより、契約時における価格以外のその他の要素に係る評価の内容が満足できなかった場合には、工事成績評定点の減点、違約金の徴収又は損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(技術評価資料等の機密保持)

第15条 契約担当職員及び総合評価審査委員会委員は、入札者の技術評価資料等の内容について、他者に内容が漏れること又は入札者の了承を得ることなく技術評価資料等の一部のみを採用すること等がないよう、その知的財産としての取扱いに留意する。

(電子入札システムによる入札手続き)

第16条 対象工事の入札手続きについて電子入札システムを利用して行うときは、この要領に定めるもののほか、府中市電子入札実施要領に定めるところによる。

(苦情申立て等)

第17条 入札参加資格を有すると認められなかった者又は入札に参加したもので落札者とならなかった者は、選定されなかった理由の説明をその通知日の翌日から起算して10日以内（府中市の休日を含める条例（平成元年条例第19号）第1条に規定する市の休日を除く。）に求めることができる。

(その他)

第18条 この要領に定めのない事項及びこれにより難しい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年9月1日から施行する。
(建設工事等に係る総合評価落札方式試行要領の廃止)
- 2 建設工事等に係る総合評価落札方式試行要領は、廃止する。
(府中市総合評価審査委員会設置要綱の廃止)
- 3 府中市総合評価審査委員会設置要綱は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年6月6日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行日前に公告を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年7月15日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行日前に公告を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年9月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行日前に公告を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

様式

総合評価に係る技術評価資料等提出様式一覧

評価項目		特別簡易型	簡易型	標準型
技術評価資料等提出書		第1号	第1号	第1号
企業の施工能力	同種・同規模工事の施工実績	第2号	第2号	第2号
	実績工事の工事成績評定	第3号	第3号	第3号
配置予定技術者の能力	配置予定技術者の資格・施工経験	第4号	第4号	第4号
	経験工事の工事成績評定	第5号	第5号	第5号
地域貢献実績	地域貢献実績	第6号	—	—
地域の精通性、貢献度	地域の精通性、貢献度	—	第7号	第7号
施工計画	施工計画	—	第8号	第8号
	施工上の課題への対応	—	第9号	第9号
	建設資材における地場製品	—	第10号	第10号

総合評価に係る自己採点表提出様式一覧

評価項目	特別簡易型	簡易型	標準型
自己採点表	第11-1号	第11-2号	第11-3号

総合評価に係る公表様式一覧

項目	特別簡易型	簡易型	標準型
入札経過表 [総合評価落札方式]	第12-1号	第12-2号	第12-3号

総合評価に係る落札者として選定されなかった理由の説明様式一覧

項目	特別簡易型	簡易型	標準型
苦情申立書	第13号		